



インターネットでの情報提供	
提供予定日	9月 6日

平成19年 9月 5日 県政記者クラブ配布資料			
担当課	担当	担当者	電話番号
市町村課	財政担当	三宅晋平	058-272-1111(2369)

平成19年度 実質公債費比率の算定結果（速報値）

1 概要

岐阜県内42市町村の実質公債費比率については、下記及び別紙のとおりです。

18%未満	: 38市町村	(昨年度39市町村)
18%以上25%未満	: 3市	(昨年度2市・土岐市、中津川市)
	郡上市	18.0% (昨年度14.7%)
	土岐市	19.7% (昨年度21.0%)
	中津川市	20.8% (昨年度19.5%)
25%以上	: 1村	(昨年度1村・東白川村)
	東白川村	25.3% (昨年度26.5%)

実質公債費比率とは、昨年度の地方債協議制度への移行に伴って新たに導入された、各自治体の「実質的な公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標」であり、この比率が高いほど、実質的な公債費に係る財政負担が重いといえます。

算定方法

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債への繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税で措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合の過去3か年平均で算出します。

2 地方債発行への影響

平成18年度から、それまで許可制だった地方債の発行は、原則として各団体の自由となりましたが、実質公債費比率が高い団体については、下記のとおり起債が一定程度制限されることとなります。

- (1) 実質公債費比率18%以上の市町村：地方債の発行に県の許可を要する
(郡上市、土岐市、中津川市、東白川村)

県では、関係市町村が策定した公債費負担適正化計画(*)を踏まえ、今後の負担軽減への取り組みや適正化の見込みを確認のうえ、許可を行う予定です。

(*) 実質公債費負担の適正な管理を行うため、現状と今後の見込みを、原則として7年度以内で策定するもの。郡上市は今月末までに新たに策定予定。他3団体は昨年度策定済みであるが、数値目標等を見直し予定。

- (2) 実質公債費比率25%以上の市町村：一定の地方債の発行が制限される
(東白川村)

比率に応じて、地域活性化事業債等、一定の地方債の発行が制限されることとなります。ただし、実質公債費比率が25%以上の団体であっても、従前の起債制限比率が20%未満であった団体（東白川村が該当）については、当分の間、当該地方債についても許可できるようになっています。

実質公債費比率(平成16～18年度平均)一覽(速報値)

岐阜県

市町村名	率	(参考)昨年度
岐阜市	13.1%	13.4%
大垣市	16.2%	16.1%
高山市	15.0%	14.7%
多治見市	8.9%	9.8%
関市	11.7%	11.1%
中津川市	20.8%	19.5%
美濃市	17.7%	16.4%
瑞浪市	12.6%	12.3%
羽島市	16.5%	15.4%
恵那市	16.2%	16.3%
美濃加茂市	13.6%	11.8%
土岐市	19.7%	21.0%
各務原市	7.8%	8.3%
可児市	13.8%	14.0%
山県市	12.5%	11.1%
瑞穂市	3.7%	4.9%
飛騨市	14.4%	15.5%
本巣市	11.4%	11.9%
郡上市	18.0%	14.7%
下呂市	14.0%	14.0%
海津市	10.8%	9.9%
岐南町	11.7%	11.0%
笠松町	7.7%	7.4%
養老町	5.3%	4.9%
垂井町	10.1%	9.3%
関ヶ原町	14.2%	12.6%
神戸町	7.0%	8.0%
輪之内町	5.4%	5.9%
安八町	11.2%	9.4%
揖斐川町	14.2%	14.3%
大野町	6.6%	7.0%
池田町	12.6%	12.6%
北方町	10.6%	8.7%
坂祝町	8.5%	5.6%
富加町	10.2%	8.3%
川辺町	8.0%	6.7%
七宗町	10.7%	12.4%
八百津町	12.9%	12.3%
白川町	14.2%	14.6%
東白川村	25.3%	26.5%
御嵩町	11.6%	11.2%
白川村	17.6%	15.6%
県全体 加重平均	13.2%	13.0%
市 加重平均	13.7%	13.6%
町村 加重平均	10.6%	10.2%
県全体 単純平均	12.5%	12.1%

本資料は平成19年9月5日現在の算定結果(速報値)であり、今後変動する場合があります。